

追 加 議 案 一 覧 表

第 3 7 号 議 案	瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………	1
第 3 8 号 議 案	瀬戸市国民健康保険条例の一部改正について……………	4
報 告 第 3 号	専決処分の報告について……………	別紙

7年市長提出第37号議案

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月28日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年瀬戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(補償基礎額) 第5条 <省略> 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) <省略> (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>9, 700円</u> とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、 <u>1万4, 500円</u> を超えない範囲内に	(補償基礎額) 第5条 <省略> 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) <省略> (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>9, 100円</u> とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、 <u>1万4, 200円</u> を超えない範囲内に

においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき1000円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)から(6)まで <省略>

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数に乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とするものとする。

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
部長、	9,700	10,500	11,300

においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)から(6)まで <省略>

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数に乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とするものとする。

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,500	円 13,350	円 14,200
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、	9,100	9,950	10,800

班長及 び団員				班長及 び団員			
備考 <省略>				備考 <省略>			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた瀬戸市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する公務災害補償（以下「公務災害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、瀬戸市消防団員等公務災害補償条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

7年市長提出第38号議案

瀬戸市国民健康保険条例の一部改正について

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月28日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市国民健康保険条例（昭和36年瀬戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(基礎賦課限度額) 第11条の6 第8条の基礎賦課額は、 <u>66万円</u> を超えることができない。	(基礎賦課限度額) 第11条の6 第8条の基礎賦課額は、 <u>65万円</u> を超えることができない。
(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第11条の6の12 第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、 <u>26万円</u> を超えることができない。	(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第11条の6の12 第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、 <u>24万円</u> を超えることができない。
(低所得者の保険料の減額) 第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>66万円</u> を超える場合には、 <u>66万円</u> ）とする。	(低所得者の保険料の減額) 第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>65万円</u> を超える場合には、 <u>65万円</u> ）とする。
(1) <省略>	(1) <省略>
(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2	(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2

第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に30万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ <省略>

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に5.6万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額

第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に29万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ <省略>

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に5.4万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げ

<p>とを合算した額 ア及びイ <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条」とあるのは「第11条の6の3」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と、前項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条」とあるのは「第11条の8」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p>	<p>る額とを合算した額 ア及びイ <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条」とあるのは「第11条の6の3」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>24万円</u>」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条」とあるのは「第11条の8」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p>
<p>第16条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。 (1)及び(2) <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条」とあるのは「第11条の6の3」と、「<u>66万円</u>」とある</p>	<p>第16条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。 (1)及び(2) <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条」とあるのは「第11条の6の3」と、「<u>65万円</u>」とある</p>

のは「26万円」と、前項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条」とあるのは「第11条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第8条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1)及び(2) <省略>

6 <省略>

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条」とあるのは「第11条の6の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産

のは「24万円」と、前項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条」とあるのは「第11条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第8条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)及び(2) <省略>

6 <省略>

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条」とあるのは「第11条の6の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産

被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条」とあるのは「第11条の8」と、「6.6万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。

被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条」とあるのは「第11条の8」と、「6.5万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の瀬戸市国民健康保険条例の規定は、令和7年度分の保険料から適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出するのは、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正等に伴い、瀬戸市国民健康保険条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。